

(様式1)

香川県福祉サービス第三者評価の結果(保育所)

◎評価機関

名 称	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
所 在 地	高松市番町一丁目10番35号
評価調査者	H18-Y027
	H29-Y002

1 施設・事業所情報

(1) 施設・事業所概要

事業所名称:三豊市立高瀬南部保育所 (施設長) 所長 津島 桂子	種別:保育所
代表者氏名: 代表取締役社長 都築伸一郎 (管理者)	開設年月日:昭和46年4月1日 設立 平成29年4月1日三豊市より委託
設置主体:三豊市 経営主体:株式会社 小学館集英社プロダクション	定員 120名 (利用人数 139名)
所在地:〒767-0013 香川県三豊市高瀬町下麻653番地2	
連絡先電話番号: 0875-74-6232	FAX番号: 0875-74-6232
ホームページアドレス	https://kagawa-colorful.com/hoikusyo/h104 「子育て県 かがわ」情報発信サイト colorful

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
○0歳児(生後8か月)～就学前まで ○障害児保育 ○1日土曜保育	毎 月 : 避難訓練、誕生会、身体計測、ズンバ(4・5歳児) 月2回 : リトミック(3・4・5歳)、体操教室(3・4・5歳)、楽習教室(3歳) 月3回 : 楽習教室(4・5歳) 2カ月1回 : 英語リトミック(3歳) 年2回 : 保育参加・子育て講演会、内科健診、子育てサロン、幼稚園交流会、バイキング給食、芸術士とあそぼう(3歳) 年3回 : ひよっこり広場、お話し会、芸術士と遊ぼう(4・5歳) 入所式・進級式、保護者会総会、交通安全教室、運動会、七夕会、所外保育(プール)、自由参観、歯科健診、親子遠足、発表会、クリスマス会、初詣、ひな祭り、お別れ会、お別れ遠足、修了式
居室形態及び居室数	居室以外の施設設備の概要
居室数:保育室6(うち1室に調乳室を含む)	構造:鉄骨(S)造1階建 耐火建築物 設備:乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・調理室・調乳室 医務室・便所・会議室・図書コーナー・職員室・休憩室・テラス

職員の配置

(常勤・非常勤は分けて記載すること)

職種	人数	職種	人数
施設長	1名	支援員	5名(非常勤)
主任	1名	フリー	1名(非常勤)
副主任	1名	ワーク	2名(非常勤)
事務員兼フリー	2名(非常勤)	年休週休代替	4名(非常勤)
保育士	18名	調理員等	4名
保育士	2名(非常勤)	調理員等	1名(非常勤)
支援員	1名	その他 (楽習保育担当)	2名

2 理念・基本方針

<理念>

『あったかい心』をもつ子どもに育てる保育をめざします。

<基本方針>

- 「思いやり」の気持ちを大切にします。
- 「生きる力」を大切にします。
- 「好奇心」が伸びる環境を大切にします。
- 一人ひとりの「得意」を大切にします。
- 「ことば」の美しさ、楽しさを大切にします。
- 「地域のかかわり」を大切にします。

3 施設・事業所の特徴的な取組

豊かな自然に囲まれ、四季を肌で感じることで恵まれた環境にあります。乳幼児期の子どもたちがよく笑い、よく遊ぶために必要な「健康な心と体」は自然と関わる中で育まれるのではないかと考え、1日1回は外気に触れ、太陽の光や風にあたることのできるよう戸外へ出かけています。また、豊かな自然を活かして「散歩」を通じた保育を大切にしています。乳幼児期の子どもには、「命」という概念はありません。周りの大人から大切にされた経験を土台に人や自然とかかわる体験を通して、命の不思議さ、美しさ、尊さなどを感じ、自分の事として受け入れていきます。自然とのふれあいは、思いやりや命の大切さなど多くのことを教えてくれます。「みちくさ散歩」として年齢に応じて安全な場所に継続して出かけ、探索活動を楽しんでいます。また、食べ物に関心をもち、食べることの楽しさを通して、食べることは「命を命で繋ぐこと」を実感して欲しいと願って、給食室とも連携し、「あじみ隊」の取組や段ボールコンポストの土作り、野菜の栽培、収穫などの取組みを行っています。

初めて集団で生活する幼い子どもたちが安心して過ごすことができるように、できるだけ家庭的な雰囲気の中で生活できることを心掛けています。また、1対1の関りを大切にするために0歳児～2歳児は育児担当制を取り入れ、特定の保育者との愛着関係が築いていけるようにしています。思いが受け止められ、大切にされていることが感じられることで「あったかい心」が育まれるのではないかと考えています。

集団の中で一人一人を大切に自尊感情を育む取組みの一つとして、誕生日を大切にしたい取組みを行っています。誕生日には所長から胸に「おめでとう」の花をつけてもらい、みんなからは「お誕生日おめでとう！」のお祝い言葉のプレゼントです。誕生日の日にクラスでお祝いをして、月末のお誕生会では保育所みんなでお祝いをします。子どもたちが一番楽しみにしているのは、給食室からのプレゼント「お誕生プレート」です。お子さまランチ風にパースデープレートに盛られた特別仕立ての給食は、朝からわくわくして楽しみに登所しています。保護者の方には、降所時に職員と子どもから「ありがとう」の気持ちをこめて感謝状の色紙を渡します。1年に1回誰にでも訪れる誕生日。いつもと違ったわくわくドキドキを体験できる「お誕生日は特別の日」として大切にしています。

昨年度から3歳児～5歳児は「楽習保育®」を行っています。「楽習」は、小学館アカデミーの独自教材を使い読み書きの基礎（興味付け）と作業できる力、話し方、聞き方などを身につけられるようカリキュラムに沿って担当の保育士が2名で行っています。「リトミック」「体操」「ズンバ」「お茶」「芸術士さんと遊ぼう」「英語」などは保育士とは違う専門性をもった大人との関りを通してより幅の広い体験ができるように外部講師により継続して取組み、就学につなげています。

行事ごとに行っているアンケートと共に年度末には、保護者に無記名のアンケートを取り、その結果を真摯に受け止め改善できる所は職員で話し合い改善していくようにしています。常に保護者の思いに寄り添い、よりよい保育所運営ができるように努めています。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年10月15日(契約日) ～ 令和2年3月6日(評価確定日)
受審回数(前回の受審時期)	0回

5 評価結果総評(利用者調査結果を含む)

◇特に評価の高い点

- ①福祉サービスの質の向上に向けて、今回初めて福祉サービス第三者評価を受審したり、外部講師による各クラスの指導を受けている。
- ②保護者に年1回アンケートを実施して、主任、クラスリーダーでアンケート結果を検討して改善している。保護者総会は年1回、保護者役員会は年4回行っている。4月は入所した子ども全員の家庭訪問をし、12月は5歳児の保護者全員に面談をしている。1日保育体験すまいるタイムを行っている。
- ③保育計画には、火災時、風水害時、土砂災害避難、岩瀬池の決壊時、地震時、大地震(震度4以上)、不審者、警報発令時、園児引渡し、弾道ミサイル発射に係る各対応マニュアルを整備している。自衛消防組織、避難経路、川の氾濫・池の決壊避難経路、土砂災害防災組織、地震防災組織、地震避難経路、ライフラインSTOP時の給食対策、非常災害時対応フローチャート、災害防災用備蓄の献立を整備して、総合避難訓練も行っている。
- ④「お誕生日」を特別な日として、特別給食や所長からのメッセージ入りの絵本をプレゼントするなどの企画を行っている。これらの企画は、一人ひとりの子どもが、自分が大事な人間だと思えることができることを目指すものであり、これらの企画をとおして、保育理念の「あったかい心」をもつ子どもに育む保育課程を編成している。
- ⑤法人の保育プログラム「楽習プログラム」があり、専門に応じた外部講師を招聘し、“本物”に触れる機会や幅広い体験ができる機会を設けている。
- ⑥一人ひとりの子どもの発達状況や保育所での様子を記録した「てまひまファイル」を作成し、保護者との情報共有を図っている。
- ⑦地域の医療機関、行政機関との連携を密に行い、感染症・アレルギー対策や、障がい児の積極的な受入れを行っている。

◇特に改善を求められる点

- ①ここでいう中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)が策定されて、その内容が単年度の計画(単年度の事業計画と単年度の収支計画)に反映されて、単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画になることに取り組んで頂きたい。
- ②各年齢の年間指導計画や食育計画の基になるアセスメントは、子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握すると共に、子どもと保護者にどのような保育実施上のニーズがあるかを明らかにして指導計画を作成する重要な基本のプロセスです。アセスメントは、保育開始前後におけるアセスメントに関する手順が保育所として定められていること、手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、その手順のもとに実施されていること、アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。子どもへの個別的支援には取り組まれていますので、今後は、アセスメントを意識して、計画策定、実施、評価・見直しのプロセスに至ることに期待します。
- ③駐車スペースが狭く、送迎時に事故が起きそうで心配であるとの保護者の意見がみられる。安全性に配慮した駐車スペースの整備を期待したい。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント

初めて第三者評価を受審し、結果を全職員で話し合い、保育の振り返りを行うことができました。今までと違う観点からの指摘に戸惑うこともありましたが、評価結果を真摯に受け止め、保育の質の向上に努めてまいりたいと思います。子どもも保護者も職員もみんなが“元気いっぱい！笑顔いっぱい！”のあったかい保育所を目指していきたいと思ます。

7 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針</p>	<p>職員室、各クラスには保育理念や基本方針が掲載されている。今後は、保育理念、基本方針、保育目標、めざす子ども像、保育内容が分かり易く文書化されている保育所入所のしおりを参考に、関係文書の内容が統一表示されて、職員や保護者等の理解がより一層得られるよう配慮して頂きたい。</p>
<p>2 経営状況の把握</p>	<p>2017年3月園舎が新築され、4月より、(株)小学館集英社プロダクションが運営事務局を設置し、三豊市と連携して保育所を管理運営している。毎月、運営事務局員が来園して保育所の運営をサポートしている。年1～2回三豊市、保護者、(株)小学館集英社プロダクションが会議を開催して面談している。これらの内容は、職員に周知されている。今後は、経営課題の解決・改善に向けて、担当者や担当部署等の設置、経営課題を把握・分析を実施する時期や頻度、改善に向けて具体的に取り組む仕組みを整えて頂きたい。</p>
<p>3 事業計画の策定</p>	<p>ここでいう中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)が策定されて、その内容が単年度の計画(単年度の事業計画と単年度の収支計画)に反映されて、単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画になるようにすること。事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められて、機能すること。内容によっては、保護者等の意見を集約して計画に反映していくことも求められる。計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や保護者等の意見を取り入れるような手順が組織として定められ、実施されること。そして評価・見直しの結果を次年度の事業計画に反映させて頂きたい。</p>
<p>4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組</p>	<p>保育計画で、所長と主任が目標申告、目標達成のための具体的な手段・方法を明示している。平成30年度保育所訪問指導要綱で、課題「しなやかな心と体を育む保育の充実が重要である」とし、方策「五感で触れ合う体験活動、食べるのが楽しいと思う体験活動、誕生日は特別な日の取組、子どもが遊びたくなる環境作り」とした。研修「よく笑い、よく遊び、いきいきと生活する子どもを育てるための環境を整える」とした。今後は、評価結果について、分析して改善課題を明確にして職員間で共有化され、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行って頂きたい。</p>
<p>評価対象Ⅱ 1 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>(株)小学館集英社プロダクションが運営事務局を設置し、三豊市と連携して保育所を管理運営している。毎月、運営事務局員が来園して保育所の運営をサポートし、年1～2回三豊市、保護者、(株)小学館集英社プロダクションが会議を開催している。三豊市のエコオフィス計画に参加し、改善チェックを三豊市に報告している。今後、所長は、保育所の将来性や継続性や経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて、経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めると共に、その効果を更なる改善に向けて継続的に取り組む指導力を発揮して頂きたい。</p>
<p>2 福祉人材の確保・育成</p>	<p>職員室に、求められる職員像を掲示して、職員は、6月、9月、12月、3月に自己チェック表を付けている。また、個人能力向上シートで、年間の目標を立案したり、研修計画や研修記録を記載している。年2回自己評価を所長と主任が面接し評価して、次に(株)小学館集英社プロダクションが個人面接を行い、昇給や賞与の参考にしている。就業規則に人事基準が定められている。職員等が、保育所外の研修に参加した時は、復命書を作成して、全職員に回覧して、1時会で報告している。今後は、職員等が、自ら将来を描くことのできるような仕組みの中に、昇進・昇格の基準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会(研修等)等をより明確化して頂きたい。</p>
<p>3 運営の透明性の確保</p>	<p>保育所のことは、(株)小学館集英社プロダクションの公認会計士が、定期的に(株)小学館集英社プロダクションの運営事務局を訪問して把握している。今後は、保育所の経営・運営は、保育の提供及び、業務執行に関わる「内部統制」=事業経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識すること。すなわち、保育所内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理(会計処理)、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生し易いか保育所の実情に応じて検討したり、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築して頂きたい。</p>

<p>4 地域との交流、地域貢献</p>	<p>高瀬地域子育て支援センターの事情により、毎月園庭を開放したり、保育所の見学、悩み相談もしている。年3回ひよっこり広場(OBの子ども・保護者、中学生の来所)を開催している。高瀬人権福祉センターの文化祭では、4、5歳児が作品を出品し、手遊びふれあい遊びで出演している。高瀬町文化祭では、5歳児が絵や鯉のぼりを出品している。保育所では、災害後の職員行動及び園児安否確認対応マニュアルを作成している。避難勧告3で、園児のお迎えに来てもらい、1時間を超えると山手にある小学校に避難することを三豊市、保護者の許可を得ている。今後は、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会を開催したり、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておいて頂きたい。</p>
<p>評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>基本方針に、大切さ一思いやり、生きる力、好奇心が伸びる環境、経験・体験、一人ひとりの得意、ことばの美しさ・楽しさ、地域との関わりーを定めている。(株)小学館集英社プロダクションの倫理綱領には、児童憲章より人権を配慮した保育(ことば・接し方)を規定している。保育計画に、0歳から5歳までの標準的な保育の実施方法を記載して、1時会で研修している。三豊市の幼稚園と保育所の職員が制作した人権の紙芝居を子どもに見せた結果の考察・成果等をレポートにまとめて年1回高瀬町人権同和教育研究会就学前部会に報告している。今後は、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図ったり、保護者への取組も行って頂きたい。</p>
<p>2 福祉サービスの質の確保</p>	<p>(株)小学館集英社プロダクションが施設運営の手引に保育の実務的なことを定めている。南部っ子育て児マニュアルには、0歳、1歳、2歳、3歳の食事、排泄、着脱等の実施方法を記している。保育計画の保育室で心がけることとして、大きな声を出さない、子どもの遊びの集中力が途切れないように刺激しない動き、子どもへの声かけは笑顔を絶やさず、優しい言葉と態度で、子どもを誘う場合は、耳元で声をかける、肯定的な言葉かけ等を記している。今後は、保育が標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みや画一的な保育実践にならない仕組みを確立して頂きたい。</p>
<p>内容評価基準 A-1 保育内容</p>	<p>一人ひとりが大事にされると感じるができるお誕生日の企画をとおして、保育理念の「あったかい心」を持つ子供に育てる保育過程を編成している。「てまひまファイル」を活用し、一人ひとりの子どもの発達状況を保護者と保育所が共有している。地域の家庭の保育ニーズの実態を踏まえた、保育標準時間の設定や土曜保育を実施している。各クラスの部屋ごとに温湿度計を設置し、午睡はコットベッドを使用するなどの環境管理・調整を行っている。手洗場・トイレは年齢に応じたサイズ、高さのものを整えて安全対策を行っている。手作り紙芝居を用いて食べ物大切さを伝えるなど、基本的な生活習慣を身につけるための工夫をしている。クラスの部屋以外に子どもたちが主体的に遊びができるコーナーを園内の随所に設けている。「お茶会」に地域の人を招待するなどして地域交流に努めている。発達に応じた手づくり玩具を保育士が作成し子どもの主体的な遊びの支援を行っている。1・2歳児の保育においては、トイレトレーニングなど基本的な生活習慣の習得は、保育所だけでなく、家庭での役割が重要である旨を送迎時に伝え、家庭との連携に努めている。3歳児～5歳児は「楽習保育」を行い、専門性をもった大人との関わりや幅広い体験ができる機会を設けている。医療機関の担当医と連絡をとり、子どもの状況にあった保育目標をたてている。保育所内はバリアフリー、多目的トイレを設置し、障害のある子どもも安心して生活できる環境を整備している。医療機関の担当医と連絡をとり、子どもの状況にあった保育目標をたてている。居残り保育は遊戯室で行われており、異年齢の子どもと一緒に遊べる体制を整えている。小学校1日体験入学(3月)や小学校給食交流の機会を設けている。年度保健計画を作成し、健康管理を行っている。午睡時の睡眠チェックを行っている。定期的に健康診断を行い、結果は保護者に書面で伝えている。アレルギーマニュアルと医師による食物アレルギー指示書にもとづいてアレルギー対応を行っている。アレルギー食は間違いのないよう配膳の工夫がなされている。食事の相違を感じないような品数、盛り付けなどの工夫がなされている。食べやすいようにおにぎりやフルーツの大きさを変えた食事が提供されている。菜園活動で採れた野菜を給食に使うなどして、食に関する関心を高める工夫を行っている。嗜好調査を定期的に行っている。調理員が子どもと一緒にクラスで食事を取る機会を設けている。</p>

<p>A-2 子育て支援</p>	<p>クラス便りや生活調べ、クラス便りの遊びの写真を1日のファイルに綴じ込んだ「てまひまファイル」を作成し、家庭との情報交換に役立てている。0歳児は「てまひまファイル」に加えて連絡帳を使用し、より詳しい情報共有を図っている。「すまいるタイム(保護者の保育士体験)」を実施し、保育所での保育について知ってもらう機会を設けている。また、年度末に保護者に無記名のアンケートを行い、「南部っこ」だよりで結果を公表している。年1回家庭訪問を行っている。家族状況などは児童票に記載している。多目的室「おひさまルーム」を整備し、保護者からの相談に対応できる環境を整備している。保護者から相談がある場合には、担任が時間外勤務に対応する体制を整備している。虐待が疑われる場合には、注意深く経過を観察するとともに、保護者に直接伝えるなどして、園で常に子どもを見守っているメッセージを保護者に発信し、権利侵害の予防的対応を行っている。</p>
<p>A-3 保育の質の向上</p>	<p>自己チェック表を用いて、保育の振り返りを定期的に行っている。年4回のミニオープン保育研修の実施や、スーパーバイザーの指導研修を実施するなど、外部の専門家が保育士に直接指導する機会を取り入れている。</p>

5 第三者評価結果(別添)

調査報告書(保育所版(共通))

事業所名： 三豊市立高瀬南部保育所
種別： 保育所

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
I 福祉サービスの基本方針と組織				
I-1 理念・基本方針				
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。				
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		○		職員室、各クラスには保育理念や基本方針が掲載されている。本問の目的を達成するために、保育理念、基本方針、保育目標、めざす子ども像、保育内容が分かり易く文書化されている保育所入所のしおりを参考に、関係文書の内容が統一表示されて、職員や保護者等の理解がより一層得られるような配慮をしていただきたい。
I-2 経営状況の把握				
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		○		三豊市の保育方針・保育計画の下に、現在、利用定員120名の処、139名の乳幼児を保育している。各年齢層の人数は、職員配置計画に当然に関連することである。本問の目的を達成するために、保育のニーズ、潜在的利用者のデータ収集のみならず、定期的な保育のコストや保育所利用者の推移、利用率の分析を行い経営課題を把握することを検討していただきたい。
3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		○		2017年3月園舎が新築され、4月より、(株)小学館集英社プロダクションが運営事務局を設置し、三豊市と連携して保育所を管理運営している。毎月、運営事務局員が来園して保育所の運営をサポートしている。2～3ヶ月毎に三豊市、保護者、(株)小学館集英社プロダクションが会議を開催して面談している。これらの内容は、職員に周知されている。本問の目的を達成するために、経営課題の解決・改善に向けて、担当者や担当部署等の設置、経営課題を把握・分析を実施する時期や頻度、改善に向けて具体的に取る仕組みを整えることを検討していただきたい。
I-3 事業計画の策定				
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		○		2019年度から3ヶ年に亘る保育所中長期計画を策定している。本問の目的を達成するために、理念や7つの基本方針の実現に向けた目標を明確にし、明確にした目標に対して、保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題を明らかにすること。明らかになった課題や問題点を解決し、目標を達成するための具体的な中・長期計画を策定して、計画の実行と評価・見直しをすること。合わせて中・長期計画が計画通り実現出来るように収支計画を策定して財政面の裏付けを示して実効性を高めることを期待します。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		○		2019年度に係る三豊市の基本協定書の内容を引用した事業計画や望ましい子ども像に迫れるように編成された保育計画が策定されている。本問の目的を達成するために、ここでいう中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)が策定されて、その内容が単年度の計画(単年度の事業計画と単年度の収支計画)に反映されて、単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画になるようにすること。実施状況の評価について、数値化等できる限り定量的な分析が可能であることの取組を期待します。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		○		望ましい子ども像に迫れるように編集された保育計画は、2月に所長の指導の下に全職員で見直しを行い、新年度の保育計画が策定される。3月31日と4月1日に所長が全職員に保育計画を配付して説明している。本問の目的を達成するために、ここでいう事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められて、機能すること。内容によっては、保護者等の意見を集約して計画に反映していくことも求められる。あわせて、計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されること。そして評価・見直しの結果を次年度の事業計画に反映させることを是非検討していただきたい。
7 I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。		○		所長が、保護者に入所のしおりを配付して説明したり、4月の保護者総会では、年間行事計画を資料を配付して説明したり、毎月、南部っこだよりを発行して行事の案内を行っている。入所のしおりには、保育所とは、保育所の概要、クラス編成、保育理念・基本方針・保育目標、保育時間・登降所、給食、健康管理、保育料・その他の諸経費、家庭との連携、その他、用品・準備物、駐車場使用について、指定管理者についてが掲載されている。本問の目的を達成するために、ここでいう事業計画の策定とその説明については、作成された印刷物等が分かり易いかどうか、その内容や方法への配慮も行うこと。配慮が必要な保護者等に対しては、丁寧に分かり易く説明していただきたい。
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組				
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
8 I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		○		施設内の研修が外部講師を招聘して行われて、研修終了後に振り返りを行っている。今回初めて福祉サービス第三者評価を受審した。本問の目的を達成するために、まず保育の質の向上に関する計画が策定されていること→計画の実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要であれば計画の変更となるサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していく。保育所全体の自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、保育所として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められる。保育の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、保育所としての体制を整備することを期待します。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		○		保育計画で、所長と主任が目標申告、目標達成のための具体的な手段・方法を明示している。それを振り返った平成30年度保育所訪問指導要綱で、課題を「しなやかな心と体を育む保育の充実が重要である」とし、方策として、「五感で触れ合う体験活動、食べるのが楽しいと思う体験活動、誕生日は特別な日の取組、子どもが遊びたくなる環境作り」とした。今年度の研修の取組では、「よく笑い、よく遊び、いきいきと生活する子どもを育てるための環境を整える」とした。本問の目的を達成するために、ここでいう自己評価、第三者評価等の評価結果について、分析して改善課題を明確にして職員間で共有化され、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことを期待します。
II 組織の運営管理				
II-1 管理者の責任とリーダーシップ				
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
10 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		○		所長は、保育計画に自身の目標申告、目標達成のための具体的な手段・方法を明示して、全職員に配付して、3月31日と4月1日に職員に説明している。職務分掌は職員室に掲示している。事故緊急時・災害非常時の役割分担表で、施設長不在時の権限委任が、所長→主任→副主任となっている。本問の目的を達成するために、質の高い保育の実施や効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮できるよう自らの役割と責任を含む職務分掌の文書化と合わせて保育所内の広報誌等に掲示し表明していただきたい。
11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		○		所長は、三豊市関係の研修では、保幼小中学校校長研修会、所長研修会、食育研修会に参加している。香川県関係の研修では、所長研修会に参加している。その他人権保育研修会、女性学級の研修会に参加している。本問の目的を達成するために、保育所に於いて福祉分野に限らず消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関する法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組をしていただきたい。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		○		所長は、保育計画に自身の目標申告、目標達成のための具体的な手段・方法を明示して振り返りを行っている。日常の取組として、保育目標「笑顔いっぱい、元気いっぱい、南部っ子」を達成するために、研究主題「よく笑い、よく遊び、いきいきと生活する子どもに」を掲げ、生活面ではいきいき倶楽部、遊び面ではわんぱく倶楽部、研修面ではおひさま倶楽部、危機管理面では歩れぼれ倶楽部を組織化している。また外部講師を招聘したミニオープン保育で保育を客観化したり、子どもが自分を表現する力や相手を理解する力を養うための楽習保育を実施している。毎日、乳幼児が午睡する時間を利用して、各クラスのリーダーが集う「1時會」で報告・連絡・相談して、保育の質の向上に職員と共に努めている。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。		○		(株)小学館集英社プロダクションが運営事務局を設置し、三豊市と連携して保育所を管理運営している。毎月、運営事務局員が来園して保育所の運営をサポートしている。年1～2回三豊市、保護者、(株)小学館集英社プロダクションが会議を開催している。三豊市のエコオフィス計画に参加し、改善チェックを三豊市に報告している。本問の目的を達成するために、施設長は、保育所の将来性や継続性や経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて、経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めると共に、その効果をさらなる改善に向けて継続的に取組む指導力を発揮すること期待します。
II-2 福祉人材の確保・育成				
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		○		昨年度は3名の職員を採用した。本問の目的を達成するために、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画であること。組織を適切に機能させるために必要な人数、体制、常勤職員と非常勤職員の比率、障害者雇用への対応、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、臨床心理士、管理栄養士、調理師等の有資格者や幼稚園・小学校の教員免許の所有者など、専門職の配置、確保及び活用等について具体的な計画となって、人材の育成に努めることを期待します。
15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		○		職員室に、求められる職員像を掲示している。職員は、6月、9月、12月、3月に自己チェック表を付けている。保育所指針解説の読書の有無を問うチェック項目もある。職員は、個人能力向上シートで、年間の目標を立案したり、研修計画や研修記録を記載している。年2回自己評価を所長と主任が面接し評価して、次に(株)小学館集英社プロダクションが個人面接を行い、昇給や賞与の参考にしている。就業規則に人事基準が定められている。職員等が、保育所外の研修に参加した時には、復命書を作成して、全職員に回覧して、毎日開催している1時会で報告している。本問の目的を達成するために、職員等が、自ら将来を描くことのできるような仕組みの中に、昇進・昇格の基準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会(研修等)等をより明確化することを期待します。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。		○		職員は、所長と(株)小学館集英社プロダクションの面接を受けている。(株)小学館集英社プロダクションは、子育て、育児・出産に手厚い対応をしている。現在、3名の職員が子育てを行っている。時間外労働時間の申告、有給休暇の管理を行っている。基本的に時間内に仕事を終えている。相談窓口は、(株)小学館集英社プロダクションであり、なるべく信頼関係を保ち、離職を減らす対応をしている。本問の目的を達成するために、職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にする。職員の心身の健康と安全の確保について、労働災害防止策、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談出来るように、カウンセラーや専門家を確保する等の取組をする。ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の配慮について、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定をしていただきたい。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		○		職員室に、求められる職員像を掲示している。職員は、個人能力向上シートで、年間の目標を立案したり、研修計画や研修記録を記載している。年2回自己評価を所長と主任が面接し評価して、次に(株)小学館集英社プロダクションが個人面接を行い、昇給や賞与の参考にしている。所長の面接は、希望すれば随時行っている。本問の目的を達成するために、職員が設定する目標について、目標項目のみならず、目標水準までが明確にされ、しかも達成可能な水準であること。また、保育所や部門の目標と整合性を保つこと共に、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものになることを検討していただきたい。
18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		○		保育所内の研修は、おひさま倶楽部が担当して、人権同和研修、公開保育研修(年4回外部講師を招聘しての各クラス別のミニオープン研修、年1回外部講師を招聘しての南部っ子研修)、乳幼児理解研修(年5回のおとておきの写真から見えるもの)、実技研修(ベビーマッサージの講習・実践、じゃれっこ遊びの研修、絵本の読み聞かせ)を行っている。外部講師を招聘しての危機管理研修会や小児救急救護法講座は、危機管理を担当するぽれぽれ倶楽部が行っている。本問の目的を達成するために、保育所が必要とする職員の知識・技術や専門資格(例、社会福祉士、幼稚園の教員免許等)について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な研修計画を策定して研修を実施することを検討していただきたい。
19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		○		職員は、教育・研修の機会が確保されている。職員一人ひとりの研修履歴を作成して把握出来ている。年4回外部講師を招聘しての各クラス別のミニオープン研修でOJTを行っている。研修参加者は、研修終了後、所長と主任に報告し、復命書を作成して提出している。復命書は全職員に回覧して、研修の伝達研修は、1時の会で行っている。本問の目的を達成するために、教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得等を把握すること。教育・研修内容については、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修の実施を是非検討していただきたい。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20 II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		○		実習生の受け入れ担当は、副主任である。実習生受け入れマニュアルには、受け入れ手順、実習初日、実習終了日、助言指導の書き方が規定されている。実習中のお願として、守秘義務、カメラや携帯電話による写真撮影の禁止、写真をSNSに挙げることを禁止をしている。本問の目的を達成するために、実習(教育・研修)内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する。実施状況に関する連絡等についての学校等(教育・研修の実施主体・派遣機関等)との連携を強めるための取組を行う。実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する。これらが職員に周知され共有されて、効果的な研修・育成のための工夫をすることを期待します。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
II-3 運営の透明性の確保				
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		○		地域交流の一環として、4ヶ月に1回第三土曜日の午前に、OBの子ども・保護者、中学生・近隣地域とのふれあいを通して人のかかわりを広げ、親しみや憧れを持てるようにひよっこり広場を開催しており、そのポスターを小学校、幼稚園、卒園児、近隣の商店、病院、子育て支援センターに配付している。毎月、保護者には保育所便り配付している。子どもと一緒に近隣の家にお茶会の案内をしている。毎年ライオンズクラブの協力で餅つきを行い、近隣の家や商店に配っている。本問の目的を達成するために、保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開することは、公費による福祉サービスを実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組みとして実施することを検討していただきたい。
22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		○		保育所のことは、(株)小学館集英社プロダクションの公認会計士が、定期的に(株)小学館集英社プロダクションの運営事務局を訪問して把握している。本問の目的を達成するために、保育所の経営・運営は、保育の提供及び、業務執行に関わる「内部統制」=事業経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識すること。すなわち、保育所内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理(会計処理)、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生し易いか保育所の実情に応じて検討したり、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することを検討していただきたい。
II-4 地域との交流、地域貢献				
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		○		地域交流の目的は、地域のいろいろな人とかかわりの中で豊かな人間関係を育むとしている。ボランティアグループが、毎年竹の水鉄砲、竹馬を持参してくれるので、竹の水鉄砲は子どもにプレゼントしている。高瀬地域子育て支援センターが、現在借住まいなので、毎月園庭を開放したり、保育所の見学、悩み相談もしている。本問の目的を達成するために、保育所では、子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から、子どもが地域活動に参加するようにしていくことが求められる。保育所が、地域社会の一員として社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つ。個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報や支援を行うことを期待します。
24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		○		職場体験及びボランティア受け入れについて規定がある。中学生の職場体験を受け入れている。担当は、副主任であり、具体的なボランティア活動の日時を調整したり、事前に保育所だよりに掲載して保護者に周知したり、職員には1時会で周知している。今後は、ボランティアの受け入れマニュアルには、登録・申込手順、配置(活動や学習の場)、子ども・保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録等の項目が記載されていること。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力を期待します。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		○		三豊市三野町に保健師が在所していて、毎月保健だよりを発行したり、健康診断、予防接種、アナフィラキシー等の各種相談に乗ってくれるし、依頼書を提出すれば来所してくれる。高瀬町の保育所長・幼稚園長・小学校長・中学校長の会では、㊟高めます、㊦必ず挨拶、㊧整理・整頓・聞く態度を目標にして、年2回会を開催している。三豊市教育委員会教育長からお話があったり、同教育委員会からの指示や指導や高瀬町区域の保育所・幼稚園・小学校・中学校が集まっての説明や話し合いがある。本問の目的を達成するために、保育所として、子どもによりよい保育を提供するために必要となる関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示したりリストや資料を作成して、ネットワーク化して、問題解決に向けて有効に活用していただきたい。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		○		本問の目的を達成するために、地域社会では、地域経済や生活環境の変化等により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することが出来ない福祉ニーズ等が顕在化していることを前提に、地域の困りごとを議論するための運営委員会の開催、相談事業を活性化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要であり、その取組を期待したい。
27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		○		高瀬地域子育て支援センターの事情により、毎月園庭を開放したり、保育所の見学、悩み相談もしている。年3回ひよっこり広場を開催している。高瀬人権福祉センターの文化祭では、4、5歳児が作品を出品し、手遊びふれあい遊びで出演している。高瀬町文化祭では、5歳児が絵や鯉のぼりを出品している。保育所では、災害後の職員行動及び園児安否確認対応マニュアルを作成している。避難勧告3で、園児のお迎えに来てもらい、1時間を超えると山手にある小学校に避難することを三豊市、保護者の許可を得ている。本問の目的を達成するために、保育所においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援すること等の取組が求められます。把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための保育所による公益的な事業・活動を行うことも必要であること。保育所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びととの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていくので、是非検討していただきたい。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施				
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス				
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		○		基本方針に、大切さ—思いやり、生きる力、好奇心が伸びる環境、経験・体験、一人ひとりの得意、ことばの美しさ・楽しさ、地域との関わり—を定めている。(株)小学館集英社プロダクションの倫理綱領には、児童憲章より人権を配慮した保育(ことば・接し方)を規定している。保育計画に、0歳から5歳までの標準的な保育の実施方法を記載して、1時会で研修している。三豊市の幼稚園と保育所の職員が制作した人権の紙芝居を子どもに見せた結果の考察・成果等をレポートにまとめて年1回高瀬町人権同和教育研究会就学前部会に報告している。年2回子育て講演会を開催している。本問の目的を達成するために、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図る。一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、子どもが互いに尊重する心を育む取組が求められています。子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて、性差への固定的な観念等を植え付けないような配慮が必要です。保育士だけでなく、保護者も子どもの手本になる必要があることから、保護者との日常的な対話や対応に配慮するだけでなく、保護者会などの場面で具体的な共通認識を持つよう配慮することをより一層取組んでいただきたい。
29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。		○		(株)小学館集英社プロダクションが、施設運営の手引に於いてプライバシーの尊重と保護規定があり、それを全職員に配付して研修で読み合わせをした。3歳児のトイレには扉がある。子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、例えば、子ども・保護者が他人から見られたり知られたくないことについて、その意思が尊重されなければなりません。本問の目的を達成するために、子ども・保護者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組をより行ったり、その取組を子ども・保護者に周知して実効性を図っていただきたい。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。				
30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		○		利用者については、三豊市から〇月から〇名入りますとの指示の電話がある。保育所要覧は、毎年新しく見直しをしている。最近、見学者が多くなり、他人が保育所に入ることで、子どもが両親と違うのが分かり泣くこともあり、安全面にも配慮して、月1回の見学日にした。本問の目的を達成するために、複数の保育所の中から利用者が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、保護者の視点に立った情報を積極的に提供していただきたい。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
31 III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		○		<p>保育所入所のしおりの中に、慣れ保育として、0歳、1歳、2歳は、3段階の保育時間を3週間かけて平常保育が始まる。同じく3歳以上は、2段階の保育時間を設定し、子どもの状況により、個別調整して平常保育が始まることを規定している。保育標準時間・保育短時間の変更は、三豊市より通知があると児童票に記載している。警報発令時にレベル3となれば、保護者にお迎えをお願いしている。本問の目的を達成するために、進級時(年度替わり)や子どもの発達や生活の節目に配慮して設定した期間毎の保育内容、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別的な対応の変更等についても説明することが求められている。保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮していただきたい。</p>
32 III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。		○		<p>ひよっこり広場として、4ヶ月に1回第3土曜日の午前、OBの子どもを中心に声掛けを行い参加を促して、小中学生とのふれあいを通して人との関わりを広げ、親しみや憧れをもつ取組を行っている。三豊保育研究会所長会の保育内容決定事項について、平成23年4月6日には、三豊市内で転出転入の場合、個別に様子が知りたい場合は、直接聞き取るとしている。また平成26年4月には、三豊市内で転出転入の場合、児童票・健康調査票は原本を送り、コピーを残すとしている。個人記録のことは決められていない。本問の目的を達成するために、子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、保育所等の変更を行う場合、三豊市内での転出転入に限らず、子どもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要であることを再度検討していただきたい。</p>
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
33 III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		○		<p>保護者に年1回アンケートを実施して、主任、クラスリーダーでアンケート結果を検討して改善出来ることは改善している。施設長が書面で保護者に説明もしている。保護者総会は年1回、保護者役員会は年4回行っている。4月には、入所した子ども全員の家庭訪問をしている。5歳児の保護者全員には、12月に面談をしている。個別に臨時の面談もしている。1日保育体験のすまいるタイムでも、面談を行っている。平成30年から、1ヶ月毎に事務所に、クラスで取っておきの写真を貼り、子どもの思い、考え等を職員がポストイットに書いて貼り付けている。月末に、この写真を取り上げた趣旨を発表して研修している。本問の目的を達成するために、保育の観点からは、子どもが保育士等の大人に自分の意見を伝えることが出来るような配慮が求められる。保育は子どもと保育士等をはじめとする多様な環境との相互的な関わり合いによって展開されていくものである。このことを踏まえ、子どももまた保育をつくり出していく存在であることを認識することが重要である。入所している全ての子どもが「現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」ことができるよう、保育を展開していくことが求められる。即ち子どもの意見が具体的に保育の改善に結びつくような取組の推進が求められていることを意識してさらに対応することを期待します。</p>
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		○		<p>保育所入所のしおりに、苦情受付担当者が主任名、苦情解決責任者が所長名とし、その他の窓口として三豊市健康福祉部保育幼稚園課の所在地と電話番号を明記している。三豊市から委嘱されている2名の第三者委員の名前や連絡先は明記されていない。園内の掲示物も上記と同様の内容である。この点について、平成31年4月15日付けで、保護者全員に苦情解決担当者が主任名、苦情解決責任者が所長名、第三者委員2名の名前と連絡先を記載しているものの、但し保育所入所のしおりに明記していたその他の窓口として三豊市健康福祉部保育幼稚園課の所在地と電話番号の記載がない文書を配付した。苦情相談記録を保管している。苦情は、所長がフィードバックして、公表出来るものは南部っ子だよりに掲載している。本問の目的を達成するために、苦情解決の仕組みを正確に周知する取組として、保育所のしおりに第三者委員という言葉が明記し、第三者委員2名分を空欄予知とする編集をしたり、第三者委員が決まった時点で、掲示物についても第三者委員2名の名前と連絡先を明記した内容に改める。また、苦情記入カードの配付を実施するなど保護者が意見を申し出やすいような工夫を行うことを再度検討していただきたい。</p>

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		○		保護者は保護者会役員に意見を話している。その役員が所長に意見を伝えている。所長は、その意見を(株)小学館集英社プロダクションの事務局に報告している。警報発令時には、保護者会役員が自主的にラインで保護者に連絡したり、保護者会会長は保育所に来てくれる。本問の目的を達成するために、保護者等の相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは保育所において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手を用意されている。このように相談や意見について、相談方法や相談相手を選択できる環境が、すなわち意見が述べられる環境作りになるような取組をしていただきたい。
36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		○		(株)小学館集英社プロダクションの施設運営の手引の危機管理の中に苦情対応がある。職員が対応出来ない場合には、所長が対応している。本問の目的を達成するために、保護者からの意見や相談に係る対応マニュアル等においては、保護者の意見や要望、提案等に基づく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要であり、この取組をしていただきたい。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。				
37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		○		火災対応マニュアル、風水害時対応マニュアル、土砂災害避難マニュアル、岩瀬池の決壊時対応マニュアル、地震時対応マニュアル、大地震(震度4以上)、不審者対応マニュアル、警報発令時対応マニュアル、園児引渡し対応マニュアル、事故・けがヒヤリ!ハッ!とマニュアル、事故・怪我発生時の対応マニュアル、傷病発生時の対応マニュアル、事故直後の役割マニュアル等を整備している。危機管理研修会をしている。本問の目的を達成するために、リスクマネジメントの具体的な取り組みとして、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する会議等(体制作り全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場)の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告に基づく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となり、リスクマネジメント規程として定めていただきたい。
38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		○		マニュアル集に、感染症予防マニュアル、感染症発生時のマニュアルがある。保育計画には、感染症が発生した時の対応、感染症発生時の緊急連絡体制が編集されている。保育計画は、3月31日と4月1日に所長が職員に配付して説明している。本問の目的を達成するために、感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制の整備をしたり、感染症予防マニュアルも保育計画に編集して、職員への周知を徹底する。年度末の見直し時には、職員から感染症予防策等の評価・見直しの意見が出来るような場の設置の取組をしていただきたい。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	○			保育計画には、火災時対応、風水害時対応、土砂災害避難、岩瀬池の決壊時対応、地震時対応、大地震（震度4以上）、不審者対応、警報発令時、園児引渡し対応、弾道ミサイル発射に係る対応の各マニュアルを整備している。そして、自衛消防組織、避難経路、川の氾濫・池の決壊避難経路、土砂災害防災組織、地震防災組織、地震避難経路、ライフラインSTOP時の給食対策、非常災害時対応フローチャート、災害防災用備蓄の献立～三日分～を整備して、職員に周知している。総合避難訓練を行っている。災害時における子どもの安全確保のための取組を確認出来ました。
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保				
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
40 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		○		(株)小学館集英社プロダクションが施設運営の手引に保育の実務的なことを定めている。南部っ子育児マニュアルには、0歳、1歳、2歳、3歳の食事、排泄、着脱等の実施方法を記している。保育計画の保育室で心がけることとして、大きな声を出さない、子どもの遊びの集中力が途切れないように刺激しない動き、子どもへの声かけは笑顔を絶やさず、優しい言葉と態度で、子どもを誘う場合は、耳元で声をかける、肯定的な言葉かけ等を記している。本問の目的を達成するために、保育が標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みや画一的な保育実践にならない仕組みを確立することを期待します。
41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		○		2月に学級経営や年齢別年間指導書を見直している。標準的な実施方法については、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また検証や見直しについては、保育所として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、保育の質の向上にとって重要です。本問の目的を達成するために、標準的な実施方法を定期的に見直すことが、保育に関する職員の共通意識を育てると共に、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が保育所として継続的に行われることを期待します。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。		○		4月は、入所した子ども全員の家庭を訪問して、子どもの心身の状況や家族構成、疾病、保護者の意向等を保育所独自の様式にまとめている。アセスメントは、子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握するとともに、子どもと保護者にどのような保育実施上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とする。子どもと保護者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、指導計画を作成する基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況あるいはニーズを保育所が定めた手順と様式によって把握する必要がある。アセスメントは、保育開始前後におけるアセスメントに関する手順が保育所として定められていること、手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、その手順のもとに実施されていること、アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められる。本問の目的を達成するために、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しのプロセスを適切に行うことを期待します。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		○		保育計画に各年齢の年間指導計画がある。毎日、何をしたか保育日誌に記録して、クラスの職員・リーダー、保育当番が見て、毎日の、週の反省と状況を把握している。1週間分の取組内容、活動内容は、まとめて所長に報告し、次週の予定も提出している。クラスの職員・リーダーが、月末に次月の計画を立案して所長の決裁を受けている。本問の目的を達成するために、指導計画の評価・見直しに関する保育所として決定された手順が定められ、実施されている。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等を明示することを期待します。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		○		子どもの記録は、一ヶ月毎にまとめている。毎日1時会を開催して、日課の報告や情報の共有をしている。漏らしてはいけない情報の場合は、所長、主任と相談の上、取り扱いを決めている。本問の目的を達成するために、指導計画にそってどのような保育が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したかについて、具体的に記録する。共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要である。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されるような取組をしていただきたい。
45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		○		記録の保管期間は、三豊市の基準に準じて保育指針で決まっている。(株)小学館集英社プロダクションが、個人情報保護マニュアルを作成している。本問の目的を達成するために、とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されている。ガイダンスの対象とならない保育所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組を行うことで利用者等からの信頼を得ていくことが大切です。一方、情報の開示については、保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要であり、情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子ども・保護者への配慮が求められることの取組を期待します。

調査報告書(保育所版(内容))

事業所名: 三豊市立高瀬南部保育所
種別: 保育所

評価項目	評価調査者記入欄			
	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
A-1 保育内容				
A-1-(1) 保育課程の編成				
1 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	○			誕生日を大切にした取り組みとして、特別給食「お誕生プレート」の提供やクラス全体でのお祝い、職員からは感謝状と絵本のプレゼントをするなど「お誕生日を特別な日」として一人ひとりの子どもが、自分が大切な人間だと思えることができ、自己肯定感の醸成につながる企画を行っている。一人ひとりが大事にされる企画をとおして、保育理念の「あったかい心」を持つ子供に育てる保育過程を編成している。また、保育計画の中で、年齢児別の発達過程の特徴が示され、指導計画も作成されている。子ども一人ひとりの発達状態や生活状況、保育については、0歳児は連絡帳と「てまひまファイル」の両方で、家庭と保育所での双方向の共有を図っている。また指導計画は、クラス担当が作成している。保育過程は年度ごとに見直しを行っている。クラスごとに保育所保育指針に基づき見直しを行い、管理職の評価のフィードバックを経て、クラス全体で修正を行い、職員全員が回覧し、次年度の保育過程の見直しを行う仕組みがある。地域の家庭の実態把握より、遅い時間の保育ニーズが大きい実態を踏まえ、保育標準時間(7時30分から18時30分)、土曜保育(1日)を実施している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
2 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	○			クラスごとに温湿度計を設置し、環境管理・調整を行っている。また、暑さ指数計測器を3台購入し、熱中症対策の根拠データとしており、保育日誌にも記載している。午睡はコットベッドを使用している。保育室の家具は移動式で、子どもの生活状況に応じて移動するなど配置を工夫している。手洗い場・トイレは年齢に応じたサイズ、高さのものを整えている。年長児のトイレにはドアが設置されており、ドアで指を挟まないよう、空間を作るなどの安全対策をしている。保育室の清掃は、クラス担当が床清掃、玩具の清掃を行っている。トイレ空間と保育室はバリアフリーでつながっており、移動がスムーズな反面、菌の拡散など衛生管理が懸念される。また、トイレには窓がないこともあり、換気などの環境も気になる。今後は、トイレと保育室の衛生状態と換気状態を客観的に測定するなどの対策を検討されたい。

評価項目	評価調査者記入欄			
	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
3 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		○		一人ひとりの子どもの発達状況が保育経過記録に記載されている。てまひまファイルを活用し、一人ひとりの子どもの発達状況を保護者と保育所が共有している。子どもとのかかわり方については、「自己チェック表」で振り返りを行い、管理職からもコメントする体制がある。また、スーパーバイザーから指導を受けられる体制も整備している。今後は、多人数の子どもたち全体の振り返りとともに、一人ひとりの子どもに応じた保育を振り返ることができるチェック体制の検討を期待したい。
4 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		○		食事、排せつ、歯科などの生活習慣調べを実施し、集計結果をいきいき倶楽部で保護者に知らせている。また、手作り紙芝居を用いて食べ物大切さを伝えるなど、基本的な生活習慣を身につける工夫をしている。今後は、生活習慣調べの結果を用いて、個別の子どもの生活習慣の向上に反映させるための取り組みを行って頂きたい。
5 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。		○		クラスの部屋以外に子どもたちが主体的に遊びができるコーナーを廊下のスペースに設けている。また、0歳児の部屋には手作り玩具を設けるなど、保育環境についてはスーパーバイザーの助言を取り入れている。自然豊かな環境の中で、年齢と目的に応じて「おさんぽ」を毎日(1日1回)実施しており、自然と触れ合う機会を設けている。おさんぽチェック表で安全確認を行いながら、できるだけ戸外で遊ぶ時間を確保している。子どもたちの主体的な遊びとして、まつりごっこ、たいこ、ダンボールを使った工作などを実施するために材料の調達も行っている。月に1回の外活動では、電車に乗って乗り物の中での社会ルールを学んだり、「楽習保育」の外部講師の時間には話を聞くマナーを学んでいる。地域交流は地域交流計画に記載されている。おさんぽの機会やもちを近所の人に持参したり、「お茶会」に地域の人を招待するなどして地域交流している。全ての5歳児は、誕生会の司会やめざましタイムで放送を担当するなど、責任感のある役割を体験している。今後は、社会体験が得られる機会の拡充が期待される。

評価項目	評価調査者記入欄			
	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
6 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		○		てまひまファイルだけでなく連絡帳を利用して保護者との情報共有、共通認識を図っている。朝8時から来る子ども、遅くまで残る子どもの午睡時間を工夫している。おむつ交換時にベビーマッサージを行い、子どもとのふれあいの機会を持っている。育児担当制を採用している。スーパーバイザーの助言のもと、発達に応じた手づくり玩具を保育士が作成し、室内に置き各児が興味に応じて玩具に触れている。今後は、途中入所時や月齢に差がある乳児の保育環境の見直しを検討されたい。
7 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		○		1・2歳児の保育の内容は、年間指導計画に記載されている。トイレトレーニングなど基本的な生活習慣の習得は、保育所だけでなく、家庭での役割が重要である旨を送迎時に伝えている。朝の送迎時に親と離れるのが嫌な子どもは、親と無理に離すのではなく遊びに誘うなど、子どもの気持ちを受け止めた対応をしている。てまひまファイルを利用し、家庭と保育所の連携を深めている。「すまいるタイム」で保護者以外の大人と関わる機会を設けている。今後は、家庭状況の違いなど、一人ひとりの子どもの状況に応じた保育の取り組みがいっそう期待される。
8 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		○		3歳児、4歳児、5歳児の保育内容は、養護と教育に分けて年間指導計画に記載されている。友達同士で協力して作成したダンボール作品を壊さず、続けて作成できるように、午睡を遊戯室に移すなど、遊びや活動に取り組みやすい環境を工夫している。昨年度から3歳児～5歳児は「楽習保育」を行っている。「リトミック」「ズンバ」「お茶」「芸術士さんと遊ぼう」「英語」などを実施し、専門性をもった大人と関わり、幅広い体験ができる機会を設けている。「楽習保育」のお茶会に小学校の校長を招待している。今後は、「楽習保育」の効果測定やその公表も検討されたい。

評価項目	評価調査者記入欄			
	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
9 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		○		<p>保育所内はバリアフリーであり、多目的トイレも設置されている。支援児に個別支援計画が作成されている。医療機関の担当医と連絡を取り、子どもの状況にあった保育目標をたてている。支援児も同年齢のクラスの行事に参加している。支援員は年2回、障害のある子どもの保育について研修を受けている。今後は、食事摂取など、家庭での保育が困難な支援児に対して、家庭でも安心して生活できるよう指導・連携を行って頂きたい。</p>
10 A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		○		<p>早出保育と居残り保育は、クラス担任以外の保育士が担当するため、担当の保育士が保護者に連絡事項を伝える場合には、時間外勤務で対応している。居残り保育は遊戯室で行われており、年齢に応じた玩具も用意されている。異年齢の子どもと一緒に遊べる機会となっている。今後は、一人ひとりの子どもがゆったりと過ごすことができる居残り保育の環境作りに取り組んで頂きたい。</p>
11 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		○		<p>小学校1日体験入学(3月)や小学校給食交流会を行っている。また、保育所内の行事「お茶会」に小学校校長を招待している。2月に小学校の関係者に保育所に来てもらい、健康面、アレルギーなどの情報提供や意見交換の場をもっている。5歳児は小学校への通学を見据えて、通学距離に相当するおさんぽをできるだけ取り入れて、小学校入学以降の通学に向けた基礎体力作りを行っている。今後は、保育計画の中に、「小学校との連携」項目を個別に設け、関連する活動をまとめて記載するなどを検討されたい。</p>
A-1-(3) 健康管理				
12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		○		<p>年度保健計画が作成されている。内科健診(年2回)、歯科健診(年1回)、検尿検査(年1回)、身体計測(年1回)が実施され、児童票に記録されている。また、出席状況については13時会(職員会議)で職員全員が情報共有している。感染症、食中毒、事故、けが発生時、傷病発生時、アレルギー対応、熱中症対応などのマニュアルが作成されているなかで、保護者への連絡方法、ルートが記載されている。午睡にコットベッドを使用している。三豊市が発行しているほけんだよりを保護者に配布している。また、ポスターも掲示している。午睡時のチェックは、睡眠チェック表に記載されている。</p>

評価項目	評価調査者記入欄			
	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	○			内科健診(年2回)、歯科健診(年1回)、身体計測(月1回)の結果を児童票に記載している。結果は保護者に書面で伝えている。
14 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	○			アレルギーマニュアルが作成されている。入所のしおりに食物アレルギー対応給食を明記しており、医師による食物アレルギー指示書にもとづいてアレルギー対応がなされる旨が示されている。職員は香川県および三豊市のアレルギー疾患関連の研修に参加している。アレルギー食は間違いのないよう、赤色トレーにセットして配膳しており、カードが添えられている。また、メニュー、品数など見た目がわからないよう、品数、盛り付けなどが工夫されている。
A-1-(4) 食事				
15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	○			年度の全体的な計画の中に、食育の項目が記載されている。年齢に応じておにぎりやフルーツの大きさを変えている。食器は陶器製を使用している。スプーンは子どもが食べやすいものを特注し揃えている。菜園活動で収穫された野菜を、子ども達そのまま調理室に持ちこんで調理してもらうこともある。ほうれん草のケーキやにんじんのおにぎりを提供する工夫がされている。玄関入口に給食サンプルを設置し、毎日の給食をケースに展示している。また、市が作成しているおすすめレシピも並べて展示している。もぐもぐ(試食日の試食タイム)に保護者におやつや、備蓄食料の試食を行っている。子どもたちが食事を食べ終える時間には個人差があり、早く食べ終わっている子どもが活動を始める中で、食べるのが遅い子どもが食事を取っているため、食事が遅い子どもが、落ち着いて食事を取ることができる環境づくりを検討されたい。
16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	○			三豊市統一の献立表を毎月の保育所だよりに掲載している。また、嗜好調査を行い、一人ひとりの子どもの調理や嗜好に反映している。「あじみ隊」が週4回給食室に行き、味見をし、調理員との話をクラスの友達に伝える活動を行い、食べ物に関心を持つ工夫がされている。調理員も定期的にクラスに行き、子どもと一緒に食事を取っている。感染症発症時の対応および食中毒発生時の対応マニュアルを作成しているが、食事・給食の衛生管理体制は、厚生労働省作成「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月改正)と、香川県健康福祉部子育て支援課作成「保育所給食の手引き」(平成27年6月一部改正)に準ずる、三豊市独自の衛生管理マニュアルを採用している。

評価項目	評価調査者記入欄			
	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
A-2 子育て支援				
A-2-(1) 家庭との緊密な連携				
17 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		○		<p>クラス便りや生活調べ、クラス便りの遊びの写真を1日のファイルに綴じ込んだ「てまひまファイル」を作成し、家庭との情報交換に役立っている。0歳児は「てまひまファイル」に加えて連絡帳を使用し、より詳しい情報共有を図っている。「すまいるタイム(保護者の保育士体験)」を実施し、保育所での保育について知ってもらう機会を設けている。また、年度末に保護者に無記名のアンケートを行い、「南部っこ」だよりで結果を公表している。年1回家庭訪問を行っている。家族状況などは児童票に記載している。連絡帳を利用している0歳児以外についても、一人ひとりの保育所での様子を詳しく保護者と情報交換できる工夫が期待される。</p>
A-2-(2) 保護者等の支援				
18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		○		<p>保護者からの相談にも利用できる多目的室「おひさまルーム」を整備している。保護者の保育士1日体験(すまいるタイム)を実施し、月に4名程度の参加者がある。また、年に1度家庭訪問を実施している。相談内容は、家庭訪問記録に記載されている。保護者から相談がある場合は、担任が時間外勤務で対応している。今後は、就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じる体制を整備するとともに、保護者への周知を図るなどの取り組みを検討されたい。</p>
19 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		○		<p>虐待が疑われる場合には、写真をとって経過を観察するとともに、保護者に直接伝えるなどして、子どもの状態を把握している旨のメッセージを保護者に発信している。ShoPro『保育園 安全管理・危機対応マニュアル』p. 43～44にマニュアルが整備されているが、これを抜粋するなどして、保育園独自のマニュアルの整備を検討されたい。</p>
A-3 保育の質の向上				
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)				
20 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		○		<p>自己チェック表を用いて、保育の振り返りが定期的に行われている。ミニオープン保育研修を年4回実施し、スーパーバイザーの指導研修を実施し、外部の専門家から保育士への直接指導の機会を取り入れている。今後は、保育士の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上にいつそう取り組まれることを期待したい。</p>